フースレター No.122 〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-2-8 電話: 03-5835-3917

発行所:一般社団法人自然資源保全協会(GGT)

URL: http://www.ggt.or.jp 2022年7月15日発行

【速報】ワシントン条約第19回締約国会議に向けた 附属書掲載提案について(水棲生物)

ワシントン条約第19回締約国 会議 (CITES/CoP19) は、本年 11月14日から中米パナマの首 都パナマシティーで開催されます が、その150日前にあたる去る6 月17日に同会議に向けた附属書 掲載提案の提出が締め切られまし た。ここでは、水棲生物に関する 提案の概要について速報します。 なお、これらの提案につきまして は、CITES/CoP19での議論の前 に、FAO が設置する専門家パネル において、附属書掲載基準に合致 するかについての科学的な議論が 行われ、その報告書がCoP19に提 供されることとなっています。

メジロザメ類(附属書Ⅱ掲載)

メジロザメ類は、主として世界 の暖かい海域に広く分布するもの で、沿岸域に生息するものも多い のですが、ヨシキリザメのように 外洋を広く回遊するものもあり、 現在約60種が確認されています。 CITESでは、既にメジロザメ科 (Carcharhinidae) のうちクロト ガリザメとヨゴレの2種が附属書 Ⅱに掲載されています(我が国は、 両種とも留保を付しています。)が、 今般パナマを始めとする15カ国・ 地域*は、IUCNのレッドリスト により「危機 (EN)」あるいは「深 刻な危機 (CR)」とされている 19 種については資源状態が悪化して いるとして、また、その他のメジ

ロザメ科全種については類似種として附属書Ⅱに掲載することを提案しています。なお、我が国で古くから利用されているヨシキリザメもメジロザメ科に含まれており、類似種として附属書Ⅱへの掲載が提案されています。

*提案国·地域: Bangladesh, Colombia, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, European Union, Gabon, Israel, Maldives, Panama, Senegal, Seychelles, Sri Lanka, Syrian Arab Republic, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

ポタモトリゴン属の淡水性の エイ類(附属書Ⅱ掲載)

ポタモトリゴン属は南米の淡水域に生息するエイ類で現在 30 種以上が知られています。現地では食用にも供されますが、多くは主として観賞魚として扱われています。今回ブラジルは、これらのうちの2 種 ($Potamotrygon\ wallacei, Potamotrygon\ leopoldi$) については資源状態が悪化しているとして、他に5 種については類似種として附属書 Π への掲載を提案しています。

サカタザメ類(附属書Ⅱ掲載)

サカタザメと通称されるエイの 仲間は、多くがインド洋、太平 洋の熱帯沿岸域に生息しており、 2019年のCoP18において、ギター フィッシュ (Glaucostegus spp.) とウエッジフィッシュ(Rhinidae spp.) の附属書Ⅱ掲載が採択され ています。今般イスラエル、ケニア、 パナマ、セネガルより、同じくギ ターフィッシュと呼ばれているサ カタザメ科 (Rhinobatidae) の全 種を附属書Ⅱに掲載する提案があ りました。同科には37種のサカタ ザメ類が属していますが、その内 35 種が資源状態に関する附属書掲 載基準にあてはまり、また、残り 2種についても種の判別が困難で あるため類似種としての掲載を提 案しています。これらの種の一部 は我が国においても漁獲・利用が あります。

シュモクザメ類(附属書Ⅱ掲載)

シュモクザメ類については、既にアカシュモクザメ、シロシュモクザメ、シロシュモクザメの3種が附属書IIに掲載されています。今般ブラジル、コロンビア、エクアドル、EU、パナマより、主としてアメリカ大陸両岸に生息するウチワシュモクザメ(Sphyrnatiburo)については資源が減少しており掲載基準に合致するとして、また、残りのシュモクザメ科(Sphyrnidae)すべて(5種)については貿易管理上必要であるため類似種として、附属書IIへの掲

載を提案しています。

ゼブラ・プレコ(附属書 I 掲載)

ゼブラ・プレコは南米の淡水域に生息するナマズの仲間で、主として観賞魚として利用されています。ブラジルは、生息域の減少及び生息環境の悪化、並びに資源の減少を理由に、附属書Iへの掲載

を提案しています。

バイカナマコ類(附属書Ⅱ掲載)

熱帯ナマコ類については、前回の CoP18 において、イシナマコ類 (Holothuria) 3種の附属書 II 掲載が決議されています(我が国は、うち I 種については、掲載基準にあてはまらないとして留保を付し

ています。)。今般 EU、セイシェル、 米国より、多くが過剰に漁獲され ており、また、貿易が種の保存へ の主たる脅威となっているとして、 バイカナマコ属(Thelenota spp.) 全3種の附属書Ⅱへの掲載提案が ありました。この3種のうち、バ イカナマコ及びアデヤカバイカナ マコは日本でも沖縄周辺海域で漁 獲されています。

第10回定時総会が開催される



令和4年6月29日、東京都内において、当協会の第10回定時総会が開催されました。総会では、令和3年度の決算報告が承認されるとともに、同年度の事業報告並びに令和4年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

令和4年度事業計画(骨子)

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

令和4年度は、ワシントン条約 (CITES) 関連会合として第19回締約国会議(CoP19)がパナマで開催されるとともに、令和元年の我が国商業捕鯨再開以降初めての開催となる国際捕鯨委員会(IWC)総会も10月に予定されており、生物資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。具体的には、

- ①令和4年11月にパナマで予定されるCITES/CoP19関連では、6月17日までに提出される水棲生物を含む附属書提案の動きに関する情報を収集するとともに、関係団体と協力して締約国会議に対応する。
- ② CITES/CoP19 の結果を踏まえ た報告会を開催し、国内関係者 に情報発信する。
- ③令和4年10月にスロベニアのポルトロズで予定されるIWC第68回総会(IWC68)は、我が国のIWCからの脱退、商業捕鯨再開後初めての総会であり、引き続き、各締約国政府や環境保護団体の動向についての情報を的確に収集する。
- ④生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。

(2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発 行する。これは、当協会の活動状 況や内外の環境関係の最新情報を、 適宜ニュースレターの形でまとめ たもので、会員や関係者に配付す る。今年度は3回程度の発行を予 定する。

(3) パンフレット、資料等の作成 配付

国内外における議論を踏まえ、

必要に応じて、自然資源の保護と 持続可能な利用に関する普及宣伝 用パンフレット、資料等を作成す る。

Ⅱ. 資源情報調査活動

- (1) 委託事業、補助事業の実施
- ①令和4年度は、国の委託事業として漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査事業に引き続き取組む。
- ②国の補助事業である国際資源の 管理体制構築促進事業のうち国 際漁業戦略的連携促進事業に継 続して取り組む。
- ③民間からの受託事業としての象 牙原材料確保調査において、ア フリカの象牙資源量調査を実施 する。
- ④同じく民間からの受託事業として、宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、CoP19での議論に備え資源情報調査活動等を実施する。

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する 国際的な最新の動き、関連 NGO の活動内容等を関係者に提供する ために、積極的に情報交換を行う。 また、国際場裡において当協会と 目的を同じくする海外の NGO や 個人と連携して、最新情報の収集 に努める。

令和4年度の国の補助事業を活用して海外コンサルタント3者と契約し、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う

Ⅲ. 国際会議等への参加 および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境 関係会議に当協会役職員等を必要 に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。 具体的に想定する国際会議は次の 通り。

- ・IWC 第 68 回総会 (スロベニア・ ポルトロズ) 令和 4 年 10 月
- ・CITES 第 19 回締約国会議(パ ナマ・パナマシティ)令和4年11月

(2) 海外 NGO との協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い涂上国

での持続可能な利用の推進、自然 環境保護などの活動に積極的に協 力する。また、人的交流の促進を 含め、コミュニケーションの拡大 を図る。

Ⅳ. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、 当協会の目的や活動内容について 多くの人達に理解されるよう、内 外のあらゆる活動を通じた不断の 努力を継続する。

CITESとの関わりを振り返って(その2)

(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事 前 章裕

クロマグロが CITES で話題に

1992年に京都で開催された第 8回ワシントン条約締約国会議に 向けて、大西洋クロマグロを附属 書に掲載する提案がスエーデンか ら提出されました。このことには、 おそらく日本のみならず世界の多 くの水産関係者がひとかたならず 驚いたと思います。確かに、1980 年代には、西大西洋のクロマグロ 資源について、米国等とICCAT の場において資源論争が繰り広げ られましたが、これはあくまで漁 業資源の管理の議論であって、ク ロマグロが絶滅の危機にあるとい う議論ではなかったと思います。 結局、この提案は会期中に撤回さ れましたが、1994年の第9回締約 国会議に向けても同様の動きがあ り、ワシントン条約における漁業 対象資源への関心が高まる要因と なったことは確かであると思いま

このような関心の高まりの中で、 1996年にIUCNが主催して、ロンドン動物園内の施設で、当時の IUCN のレッドリスト掲載基準を 漁業資源に適用した場合にどのよ うなことが言えるかを検討する作 業部会が開催されました。同作業 部会には、現在日かつ漁協で顧問 ドクターをされている魚住雄二博 士とともに出席しましたが、まず、 参加者のほとんどが和気あいあい と議論している雰囲気に、こちら は漁師の生活がかかっているんだ という気持ちもあって違和感を抱 いたことを覚えています。漁業資 源、特に国際的な資源管理が行わ れているものについては、漁業の 操業や調査を通じた経年的なデー 夕が揃っていて、基準に従って議 論するための材料には事欠きませ ん。ところが、基準そのものが主 として陸上生物を主眼に作成され たものであって、多くの魚類のよ うにたくさんの卵を産む種類の判 断に適切なものであるかは疑問な しとしませんでした。このことは、 米国から参加していた漁業資源の 研究者も同感であったようで、多 くの種が絶滅危惧の基準にあては まるとした結論に対し、マグロ類 のような種に当時の基準をそのま まあてはめることについて立場を 留保する発言を行い、記録にも残 されることとなったと記憶します。

ワシントン条約の附属書掲載基 準については、陸上生物について も問題点が指摘され、1992年の第 8回締約国会議からその見直しの 議論が行われていましたが、2004 年の第13回締約国会議において ようやく改定された新基準が採択 されました。この基準は、漁業資 源の持つ特性にも配慮したものと なっています。並行して、漁業資 源について附属書掲載提案がなさ れた場合には、漁業に関する国連 の専門機関であるFAOが設置す る専門家パネルからの意見を聞く 仕組みも構築されました。このよ うにして、ワシントン条約におい て漁業資源を議論する仕組が次第 に整備されていったわけです。

そのような中で2010年にカター ルの首都ドーハで開催された第15 回締約国会議において、大西洋ク ロマグロの附属書掲載が再度提案 されました。今回は、過去2回と

GGT_1-3L3-No.122

は異なり、締約国会議での議論に付されたのち、採決にまで至りました。最終的には否決されましたが、我が国において馴染み深い魚が環境保護に関する国際会議で議論されたということで、一般紙やテレビでも大きく取り上げられたことは記憶に新しいと思います。

この前後から、漁業対象種について附属書掲載提案がなされる例が多く見られるようになってきて、我が国水産界においても、2年ないし3年に一度開催される締約国会議の度に、会議の150日前までに提出される附属書掲載提案に高い関心が寄せられるようになっていきました。

CITES の現状

ワシントン条約において関心が 持たれる種の中で、実際に漁業と の関係が深いものにサメ類があり ます。2013年の第13回締約国 会議におけるホオジロザメを始め として、多くのサメ類が附属書Ⅱ に掲載されていきました。附属書 Ⅱに掲載されると、取引には輸出 許可書やその前提となる無害証明 (NDF) の発行等の条件が課され ますが、直ちに商業的利用が否定 されるものではありません。実際、 条約本文でも、附属書Ⅱに掲載す る種は、「現在必ずしも絶滅のおそ れがある種ではないが、・・・」(第 2条第2項)とされています。し かしながら、一般の報道において は、ワシントン条約附属書に掲載 されると、それが附属書Ⅱであっ ても、「絶滅のおそれがあるとされ る・・・」と言及されることが多 くなるように思います。漁業資源 とはいってもサメ類については、 ICCAT 等の地域漁業管理機関にお いてサメのヒレ切りが問題視され たり、また、他の漁業対象種とは 異なり、サメそのものに対する一 般大衆の関心も高いものがあって、

「附属書掲載=絶滅のおそれ」と言及されたりする傾向が強いようです。

サメ類には胎生や卵胎生のもの もあり、一般的には普通の魚類と 比較して生産性が低いものが多い とされています。それでも、伝統 的に商業漁業の対象とされている ものもあり、沖合性で商業的に利 用されるものについては、多くの マグロ類の地域漁業管理機関に よって資源評価や漁獲規制の対象 となっています。このため、ワシ ントン条約の附属書掲載基準に照 らした科学的な議論が可能となる データが収集されているものも多 く、直近の例でいえば、アオザメ がこれにあたります。FAOの専門 家パネルは、ICCATや WCPFC における議論を踏まえ、アオザメ の附属書掲載提案についてはワシ ントン条約自身の掲載基準にあて はまらないと助言していましたが、 2019年にスイスで開催された第 18回締約国会議では、賛成多数で この提案が採択されてしまいまし た。秘密投票のため明確ではあり ませんが、一般に保護主義的な立 場に立つことが多い米国やニュー・ ジーランドは、その発言から判断 すると反対だったようです。しか しながら、提案国の EU 諸国等は、 アオザメを最も利用している国の 一つであるスペインを含め賛成し たものとみられています。我々か ら見ると、FAOの助言は、一部は 必要以上に保護的だとも思われて、 必ずしもすべて賛成できるもので はありません。ところが、そのよ うなものですら無視されてしまう のです。

附属書掲載の別の問題点が、一度掲載されると資源状態がよくなってもほとんどダウンリスティングされないことがあります。附属書Ⅱへのダウンリスティングが実現した南部アフリカのゾウについても、貿易再開には色々な条件

がついていますし、2000年前後 に我が国やノルウェーが提案した ミンククジラのダウンリスティン グも多くの賛成が得られるように はなっていましたが、その実現の ための3分の2の多数を得るまで にはなりませんでした。附属書に 掲載された種については、その資 源状態を定期的に見直すこととさ れていますが、大型鯨類について は、2007年の第14回締約国会議 において、「IWCの商業捕鯨モラ トリアムが有効な間は、定期見直 しは行わない」旨の決定がなされ ているほどです。鯨類の専門機関 である IWC の判断に委ねるのであ れば、漁業資源については国連の 専門機関である FAO の助言に従っ てもらいたいものです。

ワシントン条約の目的は絶滅の おそれのある野生生物を保護しよ うというものです。ワシントン条 約や各国の努力で資源状態が改善 した場合には、本来であれば、附 属書ⅠからⅡへのダウンリスティ ング、あるいは、そもそも附属書 からの削除という決定が行われる べきですが、なかなかそういう風 にはなりません。一度3分の2の 多数を得た(すなわち、反対する 国は3分の1に満たなかった)提 案を覆すような議論は、一部を除 いて現実的には難しいわけです。 その結果、附属書に掲載される種 の数は一方的に増加していくこと になります。科学的な事実がダウ ンリスティングを支持するのであ れば、地道にその実現を追求すべ きですし、資源状態の回復がみら れるものはダウンリスティングす ることによって、管理、保護のた めのインセンティブがより働くよ うになると思うのですが、いかが でしょうか。

(つづく)